

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の傷病手当金の支給について

八雲町国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、傷病手当金を支給します。

【対象者(次の4つの条件すべてに該当する方)】

- (1) 八雲町国民健康保険の被保険者の方
- (2) 勤務先から給与の支払いを受けている方
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方(4日間以上)
- (4) その就労できなかった期間について給与の全額または一部が支給されなかった方

【支給期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(4日目)から就労するまでの期間

【支給額】

(直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数

※ただし、給与収入の全部または一部を受け取ることが

できるものに対して、これを受け取ることができない期間は、傷病手当金を支給しません。なお、その受け取ることができない給与の額が、上記の方法で算定される傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給します。支給額には上限があります。

【適用期間】

令和2年1月1日〜令和4年3月31日までの間で、療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月間まで)

【申請方法】

申請の詳細については、左記へお問い合わせください。後日、申請書等資料および返信用封筒を送付します。

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
0137-62-2112

令和3年度 子育て世帯臨時特別給付金の 申請について

国の施策により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への支援として、平成15年4月2日以降に生まれたお子さんを養育している世帯に対し、給付金が支給されることになりました。当初は児童一人あたり5万円の給付金および、5万円分のクーポン券の支給を予定していましたが、町では現金10万円を一括で支給することとしました。

公務員以外の児童手当受給者の方につきましてはすでに支給していますが、公務員の方、平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれのお子さんのみを養育している方、令和3年12月1日〜令和4年3月31日までに生まれた新生児の父母の方が受給するためには町へ申請が必要となります。公務員の方については各所管庁へ確認してください。その他の方につきましては申請書を町HPよりダウンロードしていただくか、役場等の窓口でお受け取りできます。

なお、本給付金は所得制限があり、児童手当と同様の所得制限に基づき審査を行い支給します。また、申請者により申請にかかわる書類が変わりますのでご注意ください。詳しくは、HPをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【申請期限】

3月31日(木)まで ※3月中〜下旬の出生児については、別途対応します。

【支給日】

毎月15日、30日頃

【提出先】

住民生活課児童係、落部支所、熊石総合支所住民サービス課
〒049-3192 八雲町住初町138番地
八雲町役場住民生活課児童係 宛
☎0137-62-2112

